

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される特別徴収義務者に(お願い)

特別徴収税額納入のため、ゆうちょ銀行・郵便局を新規に利用される場合は、当町の取扱局として指定しなければなりません。

※ 東京都、山梨県及び関東各県に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は提出する必要はありません。

※ 上記以外でゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の指定通知書を第一回納入の際に利用するゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

※ 前年度の指定ゆうちょ銀行・郵便局を本年度も引き続き利用する場合は再提出は必要ありません。

年 月 日

ゆうちょ銀行店長 様

郵便局長 様

東京都西多摩郡瑞穂町長

(公 印 省 略)

指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、瑞穂町の町民税・都民税・森林環境税(特別徴収税額)の取扱局に指定しましたので通知します。

認 可 番 号 東業2 第1608号

口 座 番 号 00180-7-960307番

加 入 者 名 瑞穂町会計管理者

取りまとめ局 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター
〒330-9794